

山梨市指定暑熱避難施設の指定に関する要項

1 目的

本要項は、熱中症特別警戒情報の発表時又はそれ以外において、住民その他の者が滞在する暑熱を避けるための場所を確保するため、気候変動適応法第21条に基づき、市民等に開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものである。

2 指定要件

クーリングシェルターは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内の民間施設（民間が管理する公共施設を含む）であること。
- (2) 適当な冷房設備を有すること。
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表された場合、その対象日にクーリングシェルターとして指定された施設を、冷房等の機器を運転した状態で開放できること。ただし、施設の休業日や営業時間外においてはその限りではない。
- (4) 必要かつ適切な空間を確保すること。（施設の大きさではなく受け入れることが可能であると見込まれる人数が10人であれば10人、5人であれば5人が、施設の状況に応じて、同時に適切に空間が確保されること。）
- (5) 指定避難所を無料で利用できること。
- (6) 指定箇所において、熱中症予防のための飲食を可能とすること。
- (7) 電気使用料等、クーリングシェルターの開放に当たって必要な経費を事業者が負担すること。
- (8) 市と気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書を締結し、その内容を履行できること。

3 実施内容

熱中症対策として市民が休憩できる場所として当該施設管理者は以下の内容を実施することとする。

- (1) 各施設の入口や該当箇所等、見やすい場所へのクーリングシェルター案内ポスター等の掲示
- (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）
- (3) 休憩用の椅子、ソファ等の設置（既設のもので可）
- (4) 空調の適切な管理

4 物資の配布

市はクーリングシェルターとして指定した施設に以下の物資を配布します。

- (1) のぼり旗
- (2) ポスター

5 その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適切と認める場合は、クーリングシェルターとして指定しない場合があります。